

「国庫補助負担金等に関する改革案」の概要

～ 地方分権推進のための「三位一体の改革」～

1 改革案を提示するに当たっての前提条件

(1) 国と地方の協議機関の設置

国と地方六団体等との協議機関を設置し、「三位一体の改革」に地方の意見を確実に反映することを担保

(2) 具体的な前提条件

税源移譲との一体的実施、 確実な税源移譲、 地方交付税による確実な財政措置、 施設整備事業に対する財政措置、 負担転嫁の排除、 新たな類似補助金の創設禁止、 地方財政計画の作成に当たっての地方公共団体の意見の反映
などを確実に実行することが、この提案の前提条件

2 「三位一体の改革」の全体像

(1) 地方分権推進のための「三位一体の改革」

- ・ 地方分権の理念に基づき、住民の意向に沿った行政運営を行う改革
- ・ 第1期改革（18年度まで）に続き、第2期改革（19～21年度）が必要

(2) 「三位一体の改革」の全体像

国から地方への税源移譲 【8兆円程度】

国庫補助負担金の見直し 【9兆円程度】

道路目的財源の地方譲与税化、道路関係国庫補助負担金の廃止について別途検討

地方交付税の見直し

3 平成17年度及び18年度における国庫補助負担金等の改革

(1) 移譲対象補助金の規模

・ 移譲対象補助金 【3.2兆円】

・ 税源移譲額 【3兆円程度】

平成16年度削減分（約1兆円）については、別途税源移譲

(2) 移譲対象補助金の内容(内訳)

経常的な国庫補助金 【0.6兆円】

(例) 協同農業普及事業交付金、小規模企業等活性化補助金

経常的な国庫負担金 【0.6兆円】

(例) 保健事業費等負担金(保健事業費負担金)、公営住宅家賃対策等補助

施設整備に関する国庫補助負担金 【0.6兆円】

(例) 公立学校施設整備費負担金、廃棄物処理施設整備費補助

公共事業等投資的な国庫補助負担金 【0.6兆円】

(例) 農道整備事業費補助、河川改修費補助

義務教育費国庫負担金 【0.8兆円】

中学校教職員給与費相当分

(3) 税源移譲

- ・個人住民税の10%比例税率化により、所得税から住民税へ3兆円程度移譲

(4) 国庫補助負担金廃止の前提となる地方交付税による財源措置

- ・税源移譲が行われても財源に乏しい団体について、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行う必要

(5) 国直轄事業負担金の廃止

- ・国直轄事業負担金は廃止すべき、維持管理費は早急に廃止すべき

(6) 国の行財政改革の断行と地方行財政の更なる効率化

- ・改革を通じて不要となる膨大な事務処理に応じ、国家公務員の配置を見直し、国本来の事務に専念
- ・地方も一層の行財政改革を推進

4 国による関与・規制の見直し等

「三位一体の改革」を推進する車の両輪として、国庫補助負担金の改革に併せ、国による関与・規制の見直しを行う必要
(具体的事例を明示)

地方6団体の改革案取りまとめの経緯

5月25日 地方財政危機突破総決起大会（7千名規模の参加）

6月3日 「骨太方針2004」の提示（6月4日閣議決定）

- ・三位一体の改革の全体像を16年の秋に明らかにし、年内決定。
- ・税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。
- ・その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。

6月3日 「骨太方針2004」に対し、地方6団体会長談話を発表

6月9日 国庫補助負担金改革の具体案の取りまとめについて内閣府から要請（内閣府より地方6団体へ口頭要請）

6～7月 地方6団体会長、執行3団体会長で、頻繁に会談、協議

- ・改革案に盛り込む内容、移譲対象補助金の考え方について意見交換。
- ・「小異を捨て大同につく」との基本方針で合意形成に取り組む。

7月15日 全国知事会議

- ・改革案の作成に向けての意見交換。
- ・改革案の取りまとめに当たって市町村の意向を尊重することを確認。

8月17日 全国町村会 : 改革案了承

8月18日 全国市長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会
: 改革案了承

8月19日 全国都道府県議会議長会 : 改革案了承

8月18, 19日 全国知事会議

- ・改革案の提出了承
- ・義務教育に関しては、付記意見を付ける。

8月19日 地方6団体会長会議（最終合意、改革案提出に当たっての共同声明発表）

国庫補助負担金等改革案提出に当たっての共同声明

地方六団体は、6月4日の「基本方針2004」の閣議決定に基づく政府からの要請を真摯に受け止め、我々の提示する一定条件の受け入れを前提に「国庫補助負担金等に関する改革案」を取りまとめた。「小異を捨て大同につく」という観点に立ち、共同案として提示することができたことは、「真の地方分権改革」を推進するという我々の強い姿勢を示すものである。

よって、国においては、地方分権の推進に関する国会決議や地方分権一括法の施行に至った経緯及びこれらが国民の総意に基づくことを改めて確認するとともに、この改革案とこれに込めた我々の思いを真摯に受け止めるべきである。今後、誠意を持って地方六団体との協議を進めながら、改革の全体像を速やかに提示し、平成17、18年度の改革を着実に推進するとともに、平成19年度以降も更に、地方分権改革の本旨にかなった改革を行うよう、強く求める。

平成16年8月19日

| | | |
|-----------------------|-----|---------|
| 全 国 知 事 会 | 会 長 | 梶 原 拓 |
| 全 国 都 道 府 県 議 会 議 長 会 | 会 長 | 上 田 信 雅 |
| 全 国 市 長 会 | 会 長 | 山 出 保 |
| 全 国 市 議 会 議 長 会 | 会 長 | 片 山 尹 |
| 全 国 町 村 会 | 会 長 | 山 本 文 男 |
| 全 国 町 村 議 会 議 長 会 | 会 長 | 中 川 圭 一 |

